

大阪医科大学 公的研究費運営・管理規程

(平成20年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、公的研究費の運営・管理について必要な事項を定めることにより、大阪医科大学（以下、「本学」という。）又は本学に所属する公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員（以下、「教職員等」という。）が研究費の運営・管理を適正に行うこととする。

(定義)

第2条 公的研究費とは、国や地方公共団体又は独立行政法人などの公的機関等（以下、「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

- 2 公的研究費の運営とは、本学において、不正が行われないように、組織内部を纏め環境を整備して、不正等の発生の可能性を把握し、業務上の基準や手続を定めることをいう。
- 3 公的研究費の管理とは、定められた業務上の基準や手続を遵守し、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを行う。

(適用範囲)

第3条 公的研究費について、配分機関に別途定めがある場合には、それによるものとする。

(本学の責務)

第4条 本学は、本学又は本学に所属する教職員等が公的研究費の交付を受けて研究を行う場合、法令及び学内規程等に従って大学としての公的研究費の運営・管理を行う責任を果たすものとする。

(教職員等の責任)

第5条 教職員等は、公的研究費による学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において本規程を遵守するとともに、公的研究費の使用に関して、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

- 2 教職員等は、公的研究費の運営・管理に関する責任を果たすことを、文書により誓約しなければならない。

(最高管理責任者)

第6条 理事長は、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括し最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）となる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、第7条に定める統括管理責任者及び第8条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適

切にリーダーシップを發揮する。

- 3 最高管理責任者は不正防止対策の実施に当たって、法人運営会議等においてその実施状況や効果等について検証する。
- 4 最高管理責任者は不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

- 第7条** 学長は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）となる。
- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
 - 3 統括管理責任者は、公的研究費の管理事務のうち、特に重要な事項については事前に最高管理責任者と相談し、同意を得るものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第8条** コンプライアンス推進責任者は、各学部等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者となり、学部長または学部長が指名する教員で構成する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める役割を果たすものとする。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、学部等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を確認指導する。
 - (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。
 - (4) 自己の管理監督又は指導する学部等において、教職員等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監 事)

- 第9条** 法人の監事は、学校法人大阪医科大学監事監査規程に基づき、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。
- 2 監事は、内部監査等によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(研 修)

- 第10条** 教職員等は、公的研究費に関する定期的な研修を受けなければならない。

(相談窓口)

- 第11条** 学内外からの公的研究費の運営・管理に関する相談窓口を、医学部及び看護学部は研究推進課、薬学部は薬学総務部管理課に置く。

2 教職員等から公的研究費の運営・管理に関して相談を受けた場合、研究推進課及び薬学総務部管理課は、関係部署と連携して、速やかに対処しなければならない。

(不正の防止に対する責任)

第12条 最高管理責任者は、本学における公的研究費の運営・管理に係る不正の発生の防止に努めなければならない。

- 2 統括管理責任者は、本学における公的研究費の運営・管理に係る不正の要因を把握・分析し、不正防止計画を策定・推進するとともに、不正防止計画の進捗状況を年2回以上最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 第6条、第7条及び第8条の各責任者が、その管理監督の責任を十分に果さず、結果的に不正を招いた場合には、学校法人大阪医科大学賞罰規程に基づき懲戒処分の対象となる。

(不正防止計画の策定及び推進)

第13条 不正防止計画を策定及び推進するため、適正使用委員会を設置する。

- 2 適正使用委員会については、別途定める。

(通報窓口)

第14条 本学における公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報及び告発（以下、「通報等」という。）並びに通報等にかかる相談に対応するため、総務部総務課及び外部の通報窓口を設置する。

- 2 通報窓口において通報等を受理した場合には、総務課長は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(調査委員会)

第15条 最高管理責任者は、前条第2項の報告を受けた場合は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項において調査を必要と判断したときは、速やかに調査委員会を設置する。
- 3 調査委員会は、調査事項に関する学外の専門家を含み、最高管理責任者が指名する者若干名（以下、「調査委員」という。）をもって組織する。調査委員は、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

(調査の実施及び報告)

第16条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。

- 2 調査委員会は、通報者、被通報者その他関係者からの事情聴取等に基づき、被通報者にかかる公的研究費の不正使用の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用及び不正行為の相当額等について調査及び認定を行う。

- 3 調査委員会は、調査の終了後、当該調査結果の報告書案を作成し、直ちに最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は同調査結果を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 4 調査委員会は、前項の調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 通報者及び被通報者は、第3項の調査結果を不服とする場合は、調査結果の通知日より14日以内に最高管理責任者に異議申立を行うことができる。
- 6 最高管理責任者は、前項の申立があったときは、最高管理責任者の判断により再調査を実施することができる。
- 7 再調査を行う場合は、調査委員会は速やかに調査を実施し、再調査結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は同再調査結果を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 8 最高管理責任者は、第6項の再調査を実施しないことを決定したときは、その旨を調査委員会並びに異議申立を行った者に通知する。
- 9 異議申立を行った者は、前2項の決定に対し、再度異議申立を行うことはできない。

(配分機関への報告)

- 第17条** 最高管理責任者は、前条第3項の報告に基づき、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む、最終報告書を配分機関に提出する。
- 2 最高管理責任者は、前項の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
 - 3 最高管理責任者は、調査委員会より前条第4項の報告を受けた場合には、速やかに配分機関に報告する。
 - 4 本条第1項から第3項に定めるほか、最高管理責任者は配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
 - 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の配分機関への提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査中における一時的執行停止)

- 第18条** 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に関する調査対象となっている者に対して、必要に応じて調査対象の研究費の使用停止を命ずる。

(調査結果の公表)

- 第19条** 最高管理責任者が、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

- 2 最高管理責任者は、再発防止の観点から、本学において発生した不正の調査結果及び処

分について、教職員に周知する。

(告発者の保護)

第20条 最高管理責任者は、告発等をしたことを理由として、当該告発者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(告発に対する措置)

第21条 最高管理責任者は、当該告発等対象事実に係る調査の実施の有無等、必要な措置の検討の結果を当該告発者に通知しなければならない。この場合において最高管理責任者は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

(被告発者への配慮)

第22条 最高管理責任者は、前条の規定により告発者に通知するときは、当該告発に係る被告発者又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(業者への不正防止の対応)

第23条 最高管理責任者は、本学の不正対策に関する方針及びルールを取引先業者に周知徹底し、特に必要と認める取引先業者へは、誓約書等の提出を求めるものとする。

(不正を行った業者への対応)

第24条 公的研究費の不正使用に関与した業者については、その業者名、所在地、業種等の公開をするとともに、取引停止等の処分を行う。

(内部監査)

第25条 公的研究費の運営・管理に関する内部監査は、別に定める学校法人大阪医科大学内部監査実施規則に基づいて行うものとする。

(情報の公開)

第26条 本学は、公的研究費の運営・管理に関する情報のうち、本規程の他、次の各号に掲げる情報を公開するものとする。

- (1) 不正防止計画
- (2) 公的研究費に係わる課題名等の基本情報
- (3) その他、最高管理責任者が必要と認める事項

(高換金性物品の管理)

第27条 研究推進課及び薬学総務部管理課は、公的研究費に係る換金性の高い物品（以下、「高換金性物品」という。）を適正に管理するため、台帳に登録する。台帳は、電子データにより保持することができる。

2 管財担当部署は、高換金性物品の現物照合を行うものとする。現物照合の方法について

は、学校法人大阪医科大学固定資産管理事務取扱要領第13条を準用する。この場合において、第13条第2項中「固定資産の台帳」は、「高換金性物品管理台帳」に読み替えるものとする。

(改 廃)

第28条 この規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年11月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年7月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月26日から施行する

附 則

この改正は、令和3年8月10日から施行し、令和3年6月1日から適用する。